

平成16年12月3日

「遺伝子組換え作物の栽培に関する検討委員会」設置要領

1 趣 旨

都内における遺伝子組換え作物の栽培に関する諸問題とその対応策を検討するため、本検討委員会を設置する。

2 組 織

- (1) 検討委員会の委員は、別表のとおりとする。
- (2) 委員の任期は、平成17年3月31日までとする。

3 座 長

座長は、委員が互選する。

4 検討委員会の招集

- (1) 検討委員会は、座長が招集する。
- (2) 検討委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求めることができる。

5 検討事項

- (1) 試験研究機関等が研究ほ場で行う遺伝子組換え作物の栽培試験に関すること
- (2) 農業者等が一般ほ場で行う遺伝子組換え作物の栽培に関すること
- (3) その他必要な事項

6 庶 務

検討委員会の庶務は、農林水産部・農業振興事務所・農業試験場による委員会事務局において処理する。

7 雑 則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

別 表

「遺伝子組換え作物の栽培に関する検討委員会」委員

氏 名	所属・職名	区 分	備 考
おおつか よしき 大塚 善樹	武蔵工業大学 環境情報学部助教授	社会科学	
くまさわ なつこ 熊澤 夏子	NPO 法人 食品と暮らしの安全基金	消費者団体	
さわい やすと 澤井 保人	澤井農場	農業者	
ひび ただあき 日比 忠明	玉川大学 学術研究所特任教授	自然科学	
ひらつか かずゆき 平塚 和之	横浜国立大学大学院 環境情報研究院教授	自然科学	
みやこだ ひろし 都田 紘志	JA 東京中央会	農業団体	

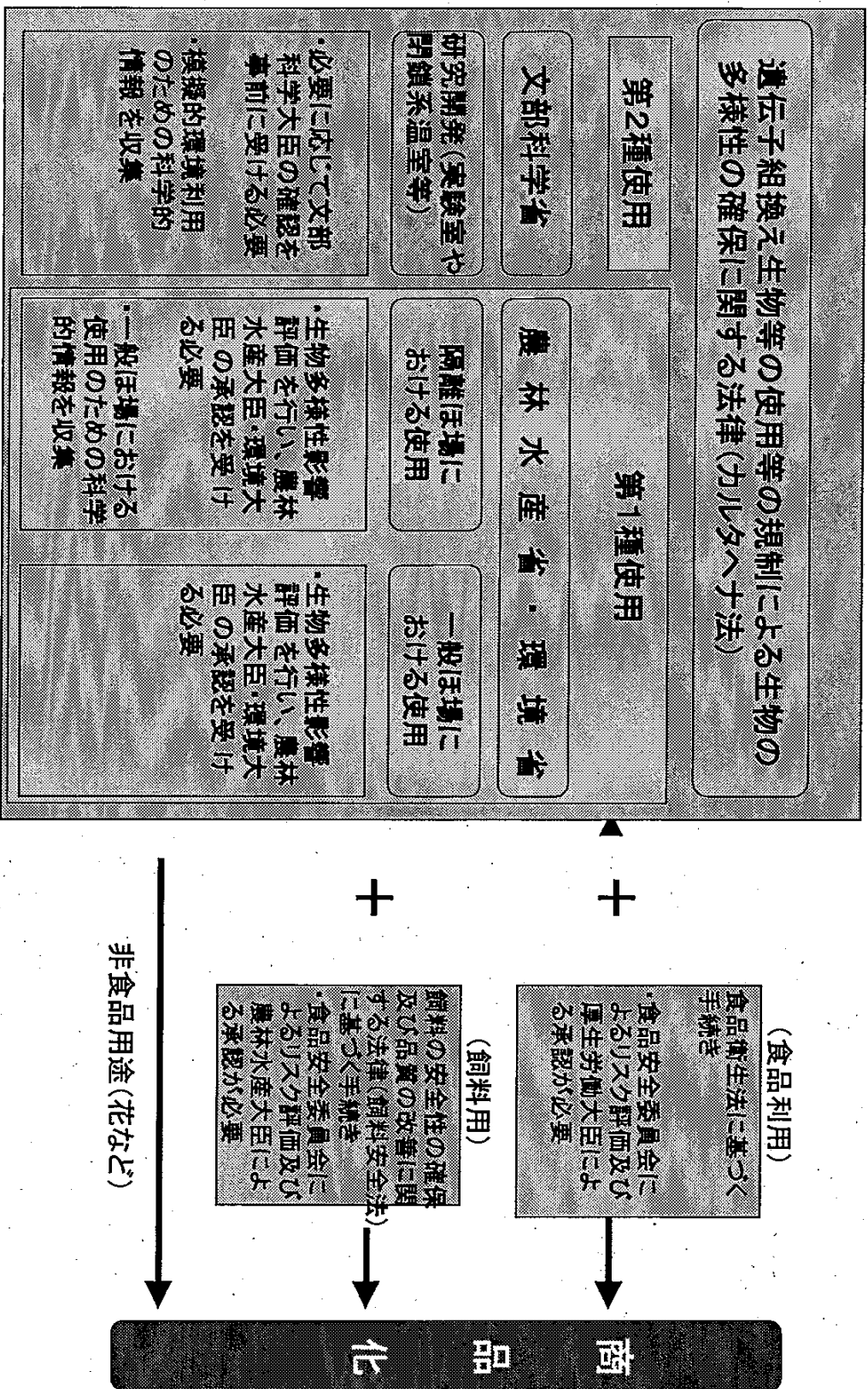
(敬称略、五十音順)

遺伝子組換え作物に関する経過

年	国・他県の動き	都の動き	備考
2000 まで	○「組換えDNA実験指針」(昭和54年、文部科学省) ○「農林水産分野等における組み換え体の利用のための指針」(平成元年、農林水産省) ○「組換えDNA技術応用食品・食品添加物の安全性評価指針」(組換え体そのものは食さない場合)(平成4年、厚生労働省) ○「組換えDNA技術応用食品・食品添加物の安全性評価指針」(組換え体そのものを食する場合)(平成8年、厚生労働省) ○遺伝子組換え食品の安全性評価確認終了(平成8年) - ナタネ、大豆、ジャガイモ、トウモロコシの4種7品種、輸入開始 ○食品表示問題懇談会(平成9～11年)	- 都議会「遺伝子組換え食品に関する意見書」(平成8年) - 都議会知事答弁「遺伝子組換え食品の安全性については徹底した分析研究が必要。その間、正確な表示を指導し、消費者の選択にゆだねる」(平成11年) - 都議会「遺伝子組換え食品の表示の義務化に関する意見書」(平成11年) - 都消費者モニター調査「遺伝子組換え食品を食べるのに抵抗あり90%」(平成11年)	- 遺伝子組換え可能(1978) - ASHOMA会議(1976) (物理的・生物学的封じ込め) - 特許対象化(1980) - 野外実験開始(1986) - OECD「実用化可能性」の概念(1993) - 組換えトマト商品化(1994) - バイオセーフティ鑑定書検討(1996) - 組換え作物の商業栽培本格化(1996) - EU表示の義務付け(1997) - EU新規認可停止(1998) - コーデックス委員会「バイオテクノロジー応用食品特別部会」設置(1999)
2000	○「バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書」締結(1月) - 遺伝子組換え生物等の利用が生物多様性の保全その他の持続可能な利用に及ぼす悪影響を防止するため、遺伝子組換え生物の輸出入等に関する国際的枠組み(アメリカ、カナダは未締結)	都議会「遺伝子組換え食品に関する意見書」(7月)	未承認トウモロコシ(スターリンク)の混入流通事件
2001	○遺伝子組換え食品の安全性審査と表示の制度化(食品衛生法、JAS法)(4月) - 安全性審査を受けていない遺伝子組換え食品又はこれを原材料に用いた食品は、輸入、販売等が法的に禁止 ○遺伝子組換え農作物の長期モニタリング開始(5年間) ●遺伝子組換えイネの一般試験栽培(愛知) ●遺伝子組換え大豆作付け(9ヶ所)		未審査ジャガイモを使用した加工食品流通事件(森永、ブルボン、カルビー)
2002	○「遺伝子組換え農作物等の環境リスク管理に関する懇談会報告書」(9月) - カルタヘナ議定書締結を踏まえた法制化整備への検討 ●遺伝子組換え大豆作付け(6ヶ所) ○農水省通知「安全性が確認された組換え大豆を栽培する場合の留意点について」(11月) - 事前に周辺地域、住民の理解を十分に得ること、生産流通上の混乱を招かないための交換・混入防止措置の徹底 ●イネの食品安全性審査申請を行わない旨表明(愛知)	都議会「遺伝子組換えイネに関する意見書」(6月)	モニタリング検査で未承認トウモロコシ(スターリンク)の混入確認 筑波大学で遺伝子組換えトウモロコシを無許可栽培
2003	○農林水産先端技術産業センター調査「遺伝子組換え食品を食べることに不安79%、環境への影響懸念76%」(3月) ●遺伝子組換え大豆作付け(3ヶ所) ・一般市場での遺伝子組換え大豆作付けに対し、反対派農家が花粉飛散前に廃棄行動(茨城)(7月) ・一般市場での遺伝子組換え大豆作付けに対し、県が栽培者を指導して廃棄措置(滋賀、岐阜)(7月) ●イネの試験栽培各地で実施 ●遺伝子組換えイネの実験次年度以降中止(岩手)(11月)	都議会3定知事答弁「安全性確認には徹底して分析研究が必要。国の生態系への影響評価は不十分。都民は不安感を表明しかねない。都民の選択に任せるよう表示をしっかりとさせるのが都の規制の限界。国に対して環境への安全性評価の調査研究の充実を要請。生産農家に指導。消費者と生産者のインタレストが違ふ」(9月)	- EU「共存に関するガイドライン」(GMOと有機農業等) - コーデックス委員会「組み換えDNA植物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン」 - 世界の栽培面積6,770万ha(アメリカ、アルゼンチン、カナダ等) (大豆、トウモロコシ、小麦、ナタネ等) (世界の耕地面積 14億ha) (日本の耕地面積 474万ha)
2004	○食品案全委員会「遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準」(1月) ○「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物多様性の確保に関する法律」施行(2月) - 環境中で使用した場合に、遺伝子組換えにより生育の特性が変化して野生動物植物を駆逐しないか、有毒物質を産生するようになっているか、近縁野生種との交雑性に変化はみられないかなどについてリスク評価を行い、野生動物植物の種又は個体群の維持に支障を及ぼすおそれがない場合に承認 ●栽培規制のガイドライン策定計画発表(岩手)(2月) ○農林水産省「第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」策定(2月) ●茨城県「遺伝子組換え農作物の栽培に係る方針」策定(3月) ●北海道「北海道における遺伝子組換え作物の栽培に関するガイドライン」策定(3月) ●全農、遺伝子組換えイネ試験栽培中止(神奈川)(5月) ●滋賀県「遺伝子組換え作物栽培に関する滋賀県指針」策定(8月) ●岩手県「遺伝子組換え食用作物の栽培規制に関するガイドライン」策定(9月) ●遺伝子組換え大豆の商業栽培計画・中止(北海道長沼)(10月) ●遺伝子組換え大豆の商業栽培計画・中止(北海道十勝)(12月)	- 都議会予特答弁「国へ環境安全性評価の調査研究の充実を要請。農家への適正指導実施」(3月) - 東大遺伝子組換えジャガイモ栽培実験計画(3月) - 東大栽培実験中止表明(5月) - 都議会生活者ネットワーク「東京初の東大遺伝子組換え作物野外栽培実験の見直しを求める要請書」(6月) - 都議会2定答弁「検討組織を設け対応を検討。その間も、情報提供や近隣住民等の理解を得ていく等の指導」(6月) - 西東京市議会「遺伝子組換え作物等のガイドライン策定を求める意見書」(6月) - 都議会3定答弁「検討委員会では、学識経験者、農業者、消費者等により、都の指導指針のあり方、意見交換の場づくりなどについて検討」(9月)	1月現在国内 ・模倣的環境利用計画 108件 ・開放系利用計画 71件 (トウモロコシ、イネ、ナタネ、ワタ等) - EU「遺伝子組み換え食品や飼料に関する規則」と「トレーサビリティに関する規則」の施行に伴い、食品利用で輸入認可(1998年以降のモロトリアム解除) - 遺伝子組換え小麦開発中止(モンサント) - 国内の輸入港周辺道路沿いで遺伝子組換えナタネの生育が確認される

国内の制度

遺伝子組換え農作物は、実際に栽培したり、食べたりする前に、これまでの農作物と同じくらいに安全に利用できることが評価され、その結果、安全性が確認されたものが、一般に出回るようになっていきます。



遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律について

1 背景

(1) 遺伝子組換え生物等の使用による生物多様性への悪影響を防止することを目的とした「生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書（略称：生物多様性条約カルタヘナ議定書）」が平成12年1月に採択。

○ 議定書の主な内容

- ・環境中で使用がされる遺伝子組換え生物等（遺伝子組換え作物の栽培など）について、輸出国又は輸出者は輸入国に対し事前通告。輸入国は、リスク評価を実施し、輸入の可否を決定。
- ・締約国は、リスク評価により特定された遺伝子組換え生物等による生物多様性に対するリスクを規制、管理、制御する制度を確立。

(2) 議定書は50カ国締結の90日後に発効（平成15年6月13日に50カ国が締結したことから、議定書は平成15年9月11日に発効）。

(3) 我が国として議定書の早期締結を行うため、環境省を中心に財務、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業の6省で、議定書の国内担保法である「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下、カルタヘナ法と略）」案を先の通常国会に提出、平成15年6月18日に公布。平成16年2月19日に法施行。平成16年8月18日に経過措置期間終了。

また議定書の締結についても、同通常国会で審議され、平成15年5月22日に承認。平成16年2月19日に締結。

2 カルタヘナ法の主な内容

(1) 目的

国際的に協力して生物の多様性の確保を図るため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置を講ずることにより、生物多様性条約カルタヘナ議定書の的確かつ円滑な実施を確保。

(2) 主務大臣による基本的事項の公表

遺伝子組換え生物等の使用等により生ずる影響であって、生物の多様性を損なうおそれのあるもの（生物多様性影響）を防止するための施策の実施に関する基本的な事項等を定め、これを公表。

(3) 遺伝子組換え生物等の使用等に係る措置

- 遺伝子組換え作物のほ場での栽培等環境中への拡散を防止しないで行う遺伝子組換え生物等の使用等（第一種使用等）を新規にしようとする者（開発者、

輸入者等)は、事前に使用規程を定め、かつ、その使用等による生物多様性影響(野生動植物の種又は個体群の維持に支障を及ぼすおそれがある影響等)を評価した生物多様性影響評価書等を添付して主務大臣に提出し、承認を受ける義務。主務大臣は承認に際して学識経験者から意見を聴取。

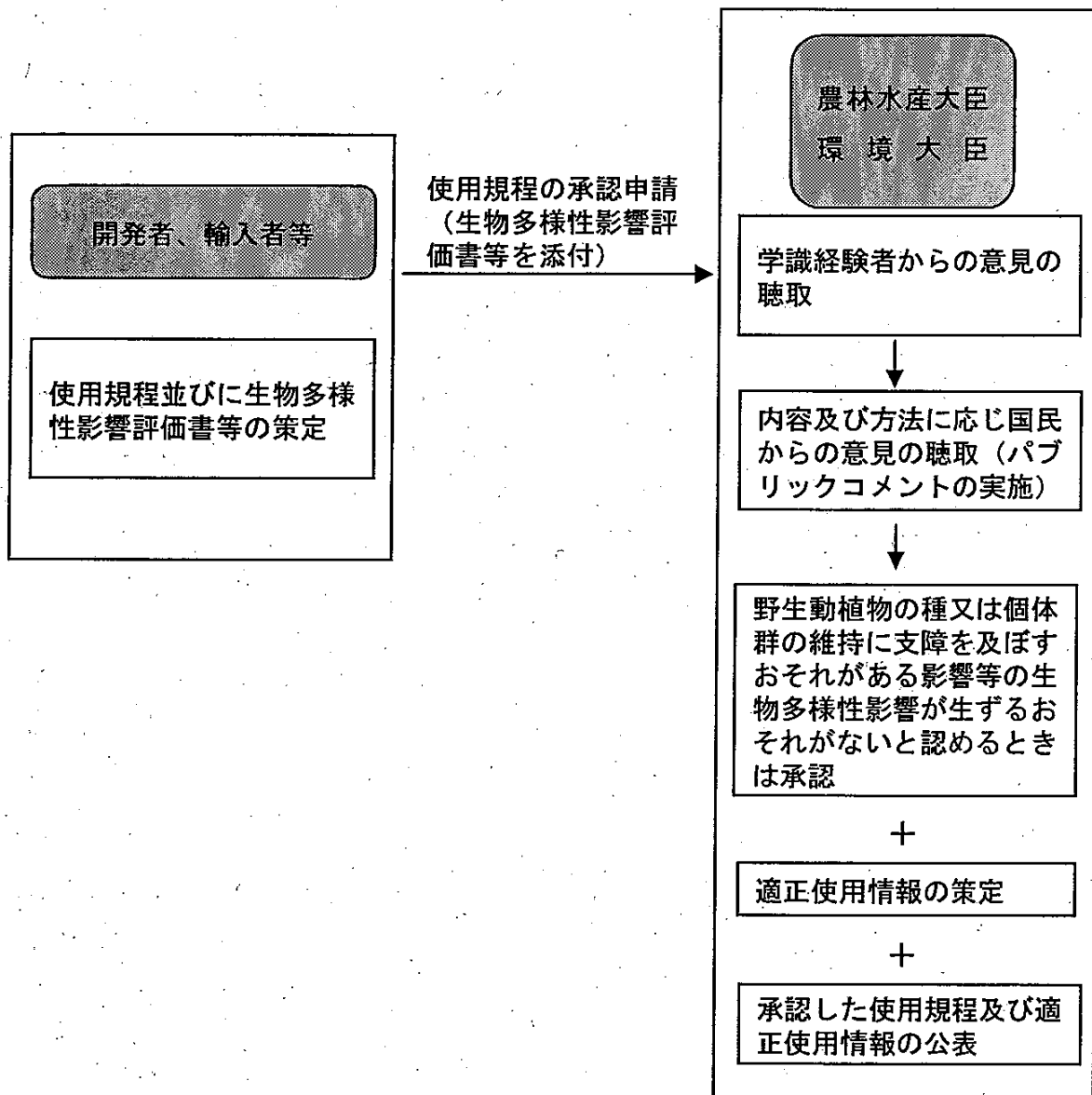
- 工場内における遺伝子組換え微生物を用いたタンク培養による有用物質生産等遺伝子組換え生物等の環境中への拡散を防止しつつ行う使用等(第二種使用等)をする者は、設備の要件等環境中に遺伝子組換え生物等が拡散することを防止するための措置(拡散防止措置)が省令で定められている場合は、当該措置をとる義務。措置が省令で定められていない場合は、事前に主務大臣の確認を受けた拡散防止措置をとる義務。

(4) さらに、輸入に際して未承認の遺伝子組換え生物等の検査(生物検査)を行う仕組み、輸出の際の相手国への情報提供、科学的知見の充実のための措置、国民の意見の聴取、違反者に対する措置命令、罰則等所要の規定を整備。

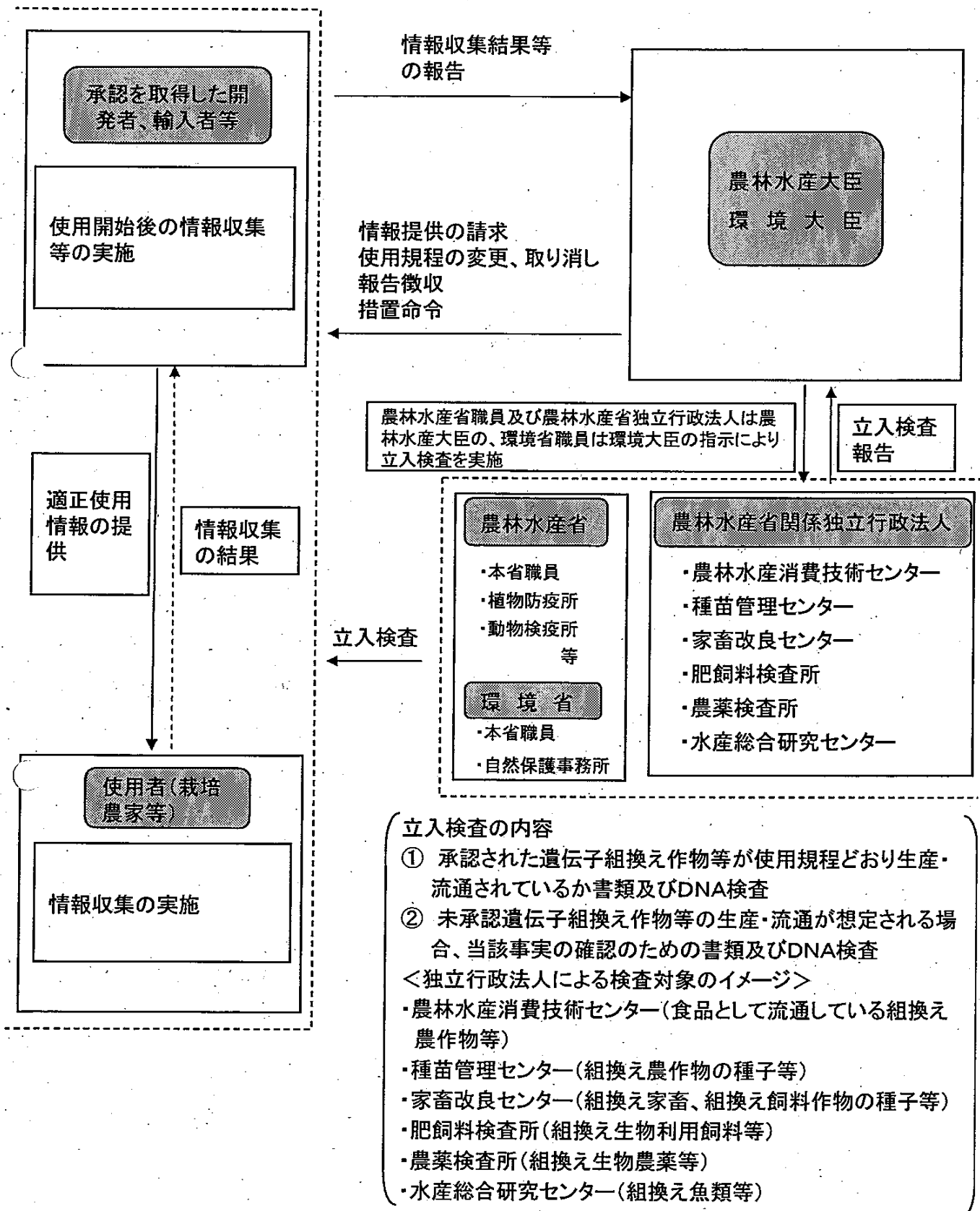
※カルタヘナ法関係の情報は、環境省が設置している日本版バイオセーフティクリアリングハウスのホームページを参照

<http://www.bch.biodic.go.jp/>

①遺伝子組換え生物等（農林水産分野）の使用承認（第一種使用
規程の承認）について



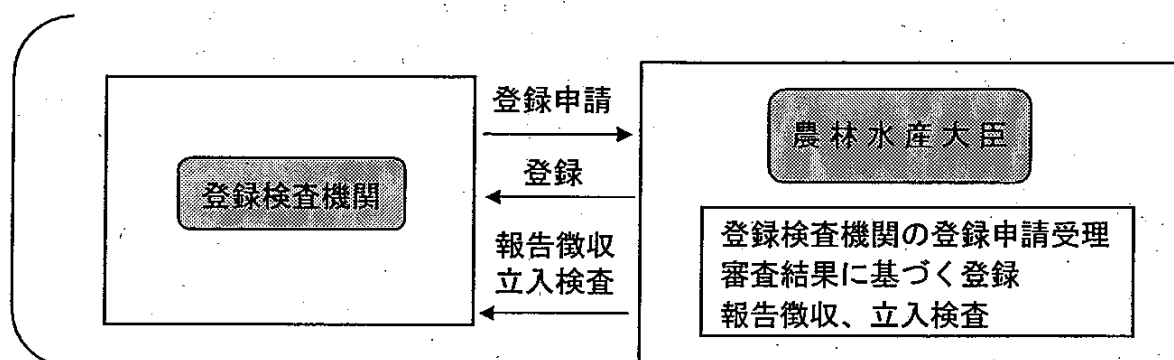
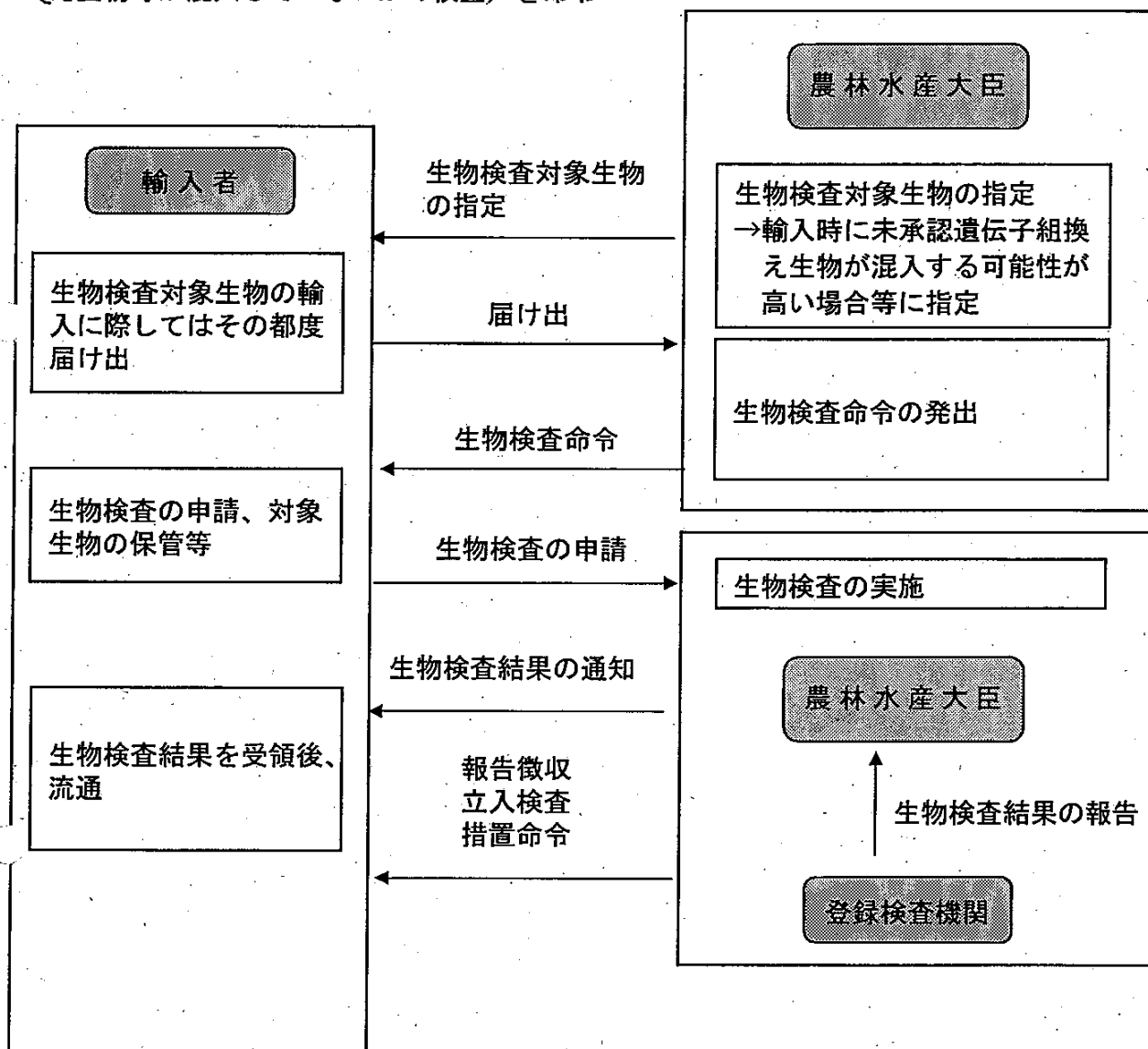
②第一種使用規程の承認を受けた遺伝子組換え生物等(農林水産分野)の使用について



③遺伝子組換え生物等（農林水産分野）の生物検査について

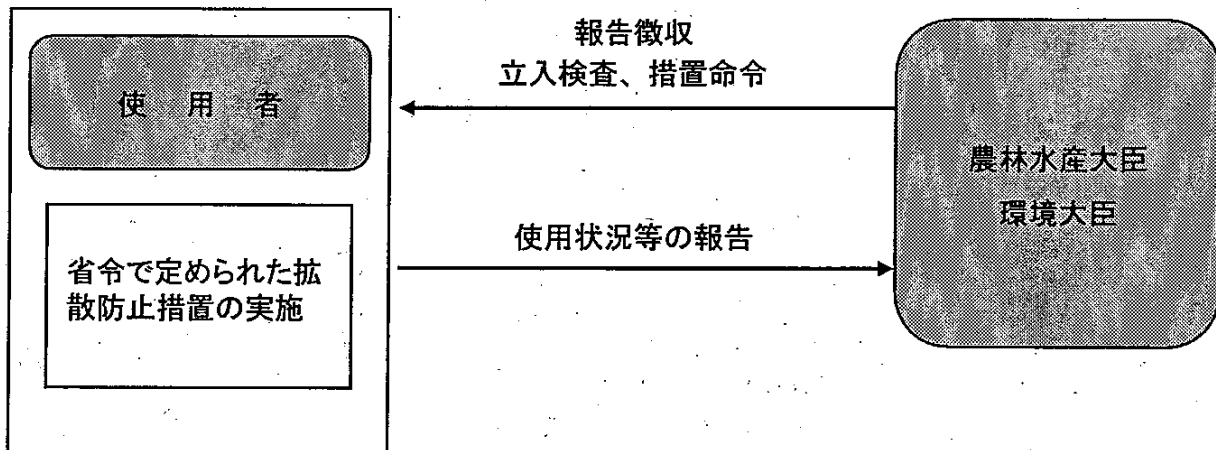
生物検査の内容

1. 輸入時の立入検査の結果等から輸入時に未承認遺伝子組換え生物等が混入する可能性が高い場合等において主務大臣が生物検査対象生物を指定。
2. 輸入者は輸入の都度主務大臣に生物検査対象生物の輸入の届け出。
3. 主務大臣は輸入者に対し登録検査機関又は国による検査（輸入品に未承認遺伝子組換え生物等が混入していないかの検査）を命令

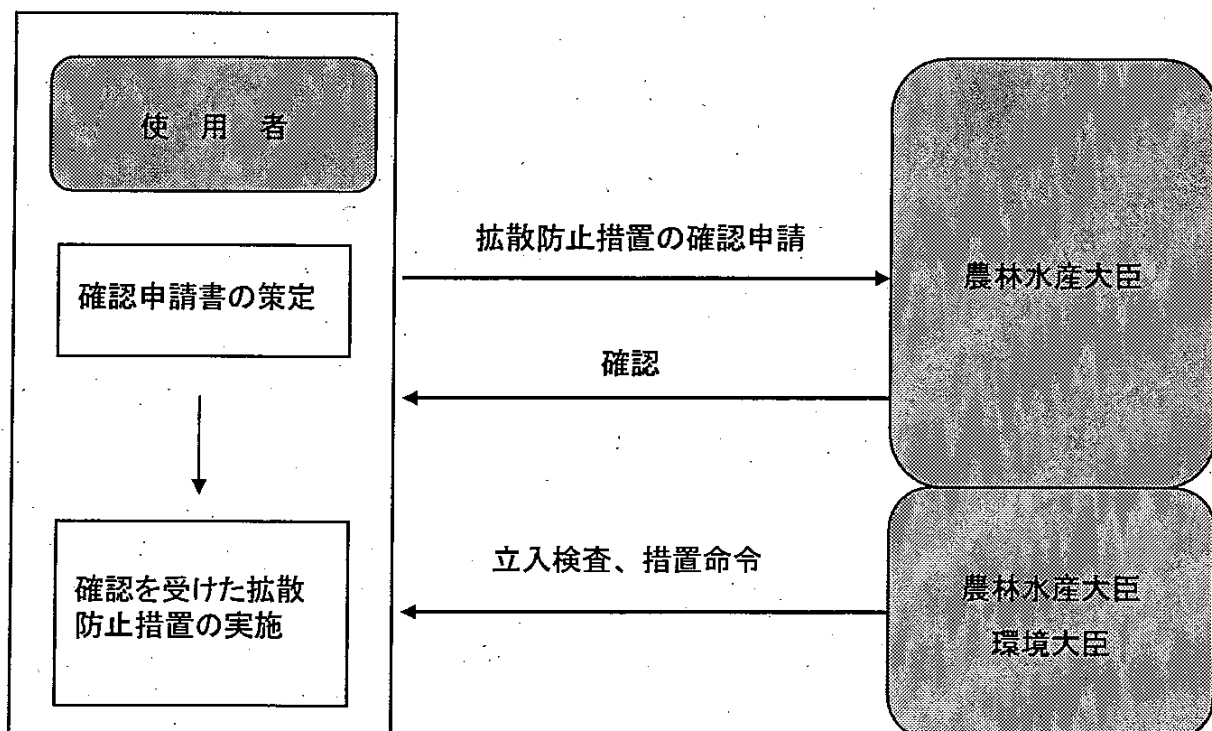


⑤遺伝子組換え生物等（農林水産分野）の第二種使用等について

環境中に遺伝子組換え生物等が拡散することを防止するための措置（拡散防止措置）が省令で定められている場合（当面農林水産分野では定める予定なし）



拡散防止措置が省令で定められていない場合



カルタヘナ議定書の概要

1 議定書の前提及び認識

議定書の締約国は、
現代バイオテクノロジーは環境と人の健康に対する十分な安全対策をもって開発・
利用されれば、人類の福祉にとって多大な可能を有すること、
貿易と環境の諸協定が相互に補完的であるべきこと、
現行の国際協定に基づく締約国の権利・義務を変更しないこと、
等を認識して以下のとおり協定する【前文】。

2 議定書の対象範囲

生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のあるすべて遺伝子組換え生物及び分類学上の科を越える細胞融合（総称して「生きている改変された生物」LMO ; Living Modified Organisms）を対象とする【第1条、第3条】。ただし、人の医薬品は対象外とする【第5条】

3 輸入手続き

① 事前合意（A I A）手続きを要するLMO（⇒環境放出用途のLMO）

種子など直接環境に放出されるLMOの最初の輸入に先だって、輸出者（国）は当該LMOに関する環境影響評価の結果を輸入国に提出し、輸入国の合意を得た後に、はじめて輸入手続きが可能となる。評価項目は、議定書の附属書に規定されている。【第7条～第10条、第15条】

② 事前合意手続きを要しないLMO

食品・飼料として直接利用され又は加工を目的とするLMO（FFP）^{*1}については、事前同意手続きが適用されない。

輸入国は、生産国（輸出国）がバイオセイフティ・クリアリング・ハウス（BCH）^{*2}に通報した情報を基に議定書に整合的な国内措置を適用して、輸入の可否を決定できる。輸入国は、情報が不足していると考える時は、生産国（輸出国）に追加情報を求めることができる【第11条】。

なお、FFPの他に閉鎖系利用LMO【第6条】、通過貨物【第6条】及び締約国会合が定める生物多様性に悪影響のないLMO【第7条4項】についても事前同意手続きは適用されない。

4 輸出手続き

① 環境放出用途のLMO

輸出国は、環境放出用途のLMOの輸出に先立ち、議定書に規定された情報を自ら輸入国に通報するか又は輸出者に通報させることを義務付けなければならない【第8条】。

② FFP

FFPとして輸出される可能性のあるLMOの環境放出（市場への投入を含み、

*1 direct use as food or feed, or for Processing. いわゆる「コモディティ」。

*2 インターネットを通じて接続できるデータベース。条約事務局が管理。

野外試験を除く。)を承認した締約国(当該LMOの生産国であり輸出国となりうる締約国)は、その決定から15日以内にBCHにその旨を通報する【第11条1項】。

5 添付書類等【第18条】

① 環境放出用途のLMO

LMOであること、その特性、安全な取扱い・保管・輸送・利用に関する要件、連絡先、輸出入業者の名称・住所、議定書に適合しているとの宣言を記載。

② FFP

LMOが含まれる可能性があること、環境放出を意図したものではないこと、連絡先を明記する。なお、記載事項の詳細については、議定書の発効後2年以内に締約国会議において決定する。

③ 閉鎖系利用LMO

LMOであること、安全な取扱い・保管・輸送・利用に関する要件、引き渡し先、連絡先等を明記する。

6 国内のリスク管理・緊急措置【第16条、第17条】

締約国は、全LMOについて、一定期間の観察その他必要な措置をとることができる。

また、締約国は、承認済みLMO又は未承認LMOによる悪影響の発生について、監視、不測の事態に対する対応、海外への流出の防止、関係国との協力及び情報交換等を行い、必要な行動を開始できるようにする。

7 不法な国境を越える移動【第25条】

締約国は、本議定書のための国内法に違反して行われるLMOの不法な移動を防止し、処罰する措置をとる。不法な移動により影響を受けた締約国は、起源国に対して当該起源国の費用で当該LMOを送還し、破壊し又は処分することを要請できる。

カルタヘナ議定書締約国一覧（平成16年5月末現在）

締約国は平成15年6月13日に議定書の発効に必要な50ヶ国に達した。
平成16年5月末現在、締約国は98ヶ国となっている。

アジア (11)	インド カンボジア 北朝鮮	スリランカ 日本 ブータン	ベトナム マレーシア モルディブ	モンゴル バングラデシュ
中南米 (20)	エクアドル キューバ グレナダ コロンビア ニカラグア	パナマ バハマ パラグアイ バルバドス ブラジル	ベネズエラ ベリーズ ペルー ボリビア メキシコ	エルサルバドル アンティグア・バーブダ セントクリストファー・ネーヴィス セントビンセント・グレナディーン諸島 トリニダード・トバゴ
欧州 (32)	アルメニア イギリス イタリア ウクライナ エストニア オランダ ギリシャ キプロス クロアチア	スイス スペイン スロバキア スロベニア チェコ デンマーク ドイツ ノルウェー ハンガリー	フランス ブルガリア ベラルーシ ベルギー ポーランド モルドバ ラトビア リトアニア ルーマニア	アイルランド オーストリア スウェーデン タジキスタン ルクセンブルグ (EU)
大洋州 (8)	キリバス サモア	トンガ ナウル	ニウエ パラオ	フィジー マーシャル諸島
中東 (5)	イラン オマーン	トルコ ヨルダン	シリア・アラブ共和国	
アフリカ (22)	ウガンダ エチオピア エジプト カメルーン ガーナ ケニア	ザンビア ジブチ セーシェル セネガル タンザニア チュニジア	ボツワナ マリ 南アフリカ レソト リベリア ナイジェリア	ブルキナファソ マダガスカル モーリシャス モザンビーク
合計	98ヶ国			

注：EUは締約国としてカウントしない（議定書第37条第3項）

資料：生物多様性条約の公式HP（<http://www.biodiv.org/biosafety/>）による

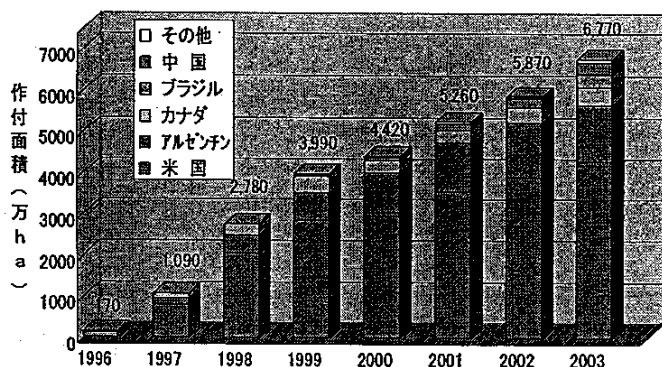
2 遺伝子組換え作物を巡る世界の状況

(1) 栽培状況

遺伝子組換え作物の世界での栽培面積は年々増加し、2003年には
ダイズ(61%)、トウモロコシ(23%)、ワタ(11%)、ナタネ(5%)を中心に、
6,770万haとなっています。

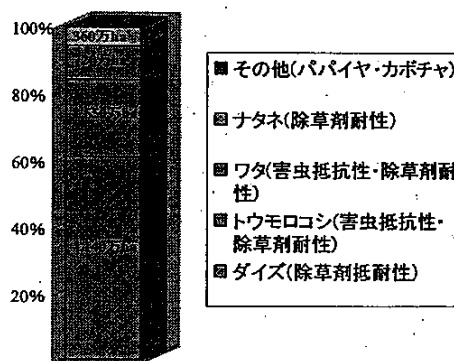
栽培国は2000年の12カ国から、2003年には18ヶ国となるなど、着実に広がっています。

作付け面積の推移



※出典:国際アグリバイオ事業団(ISAAA)

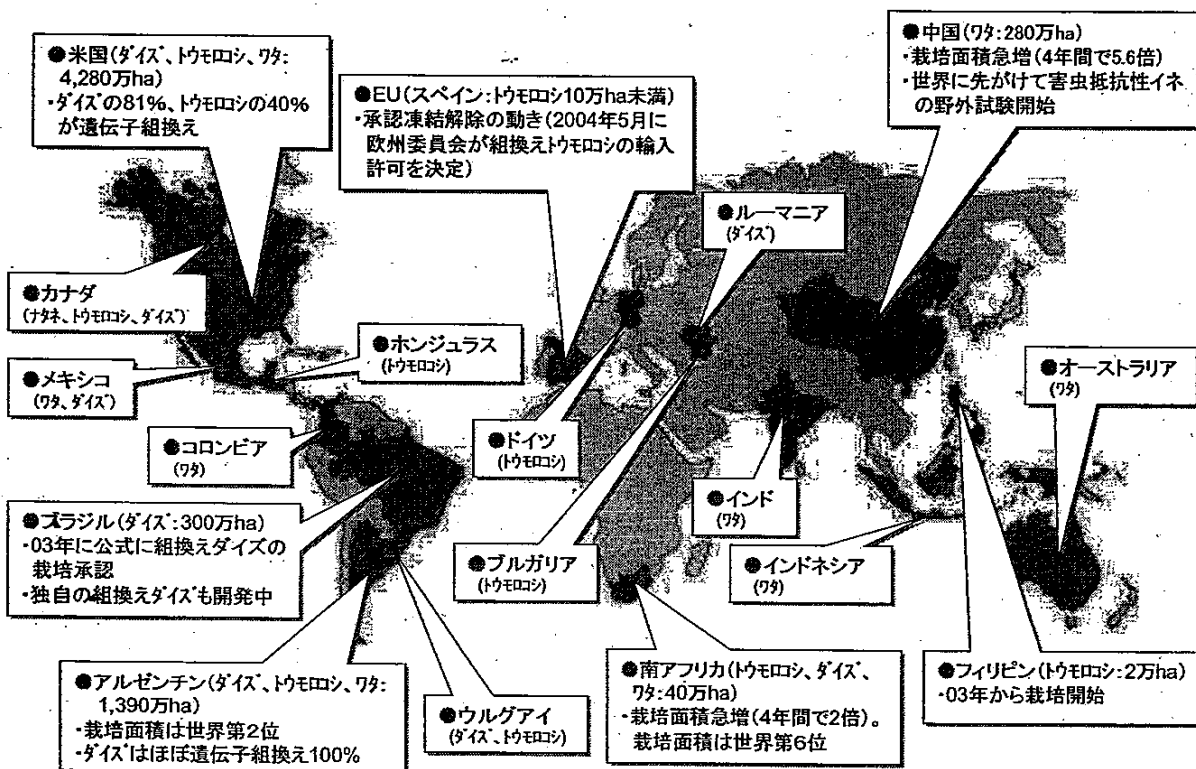
栽培作物の割合(2003年度)



※出典:国際アグリバイオ事業団(ISAAA)

近年の主な国の状況

商業栽培国(18ヶ国)



世界の遺伝子組換え農作物栽培状況

① 国別栽培面積

(単位：万ha)

	2000年	2001年	2002年	2003年	備 考
計	4,420	5,260	5,870	6,770	参考：1996年は170万ha
米 国	3,030	3,570	3,900	4,280	ダイズ、トウモロコシ、ワタ、ナタネ
アルゼンチン	1,000	1,180	1,350	1,390	ダイズ、トウモロコシ、ワタ
カナダ	300	320	350	440	ナタネ、トウモロコシ、ダイズ
ブラジル	—	—	—	300	ダイズ
中 国	50	150	210	280	ワタ
南アフリカ	20	20	30	40	トウモロコシ、ダイズ、ワタ
オーストラリア	20	20	10	10	ワタ
インド	—	<10	<10	10	ワタ
ルーマニア	<10	<10	<10	<10	ダイズ
ウルグアイ	<10	<10	<10	<10	ダイズ
スペイン	<10	<10	<10	<10	トウモロコシ
メキシコ	<10	<10	<10	<10	ワタ、ダイズ
フィリピン	—	—	—	<10	トウモロコシ
コロンビア	—	—	<10	<10	ワタ
ブルガリア	<10	<10	<10	<10	トウモロコシ
ホンジュラス	—	—	<10	<10	トウモロコシ
ドイツ	<10	<10	<10	<10	トウモロコシ
インドネシア	—	—	<10	<10	ワタ

② 作物別栽培面積

(単位：万ha)

	ダイズ 除草剤耐性	トウモロコシ 害虫抵抗性 除草剤耐性	ワタ 害虫抵抗性 除草剤耐性	ナタネ 除草剤耐性	カボチャ ウイルス抵抗性	パパイヤ ウイルス抵抗性	ジャガイモ 病害抵抗性 ウイルス抵抗性
2003	4,140	1,550	720	360	<10	<10	—
2002	3,650	1,240	680	300	<10	<10	—
2001	3,330	980	680	270	<10	<10	<10
2000	2,580	1,030	530	280	<10	<10	<10

③ 世界の中の組換え農作物

ダイズ 世界のダイズ栽培面積（76百万ha）の55%が組換えダイズ
 トウモロコシ 世界のトウモロコシ栽培面積（140百万ha）の11%が組換えトウモロコシ
 ワタ 世界のワタ栽培面積（34百万ha）の21%が組換えワタ
 ナタネ 世界のナタネ栽培面積（22百万ha）の16%が組換えナタネ
 上記4作物の合計栽培面積（272百万ha）の22%が遺伝子組換え農作物

出典：国際アグリバイオ事業団（ISAAA）（<http://www.isaaa.org/>）

我が国への作物別主要輸出国（2003年）

（単位：千t、％）

農作物	生産国	輸入量	シェア	備 考
トウモロコシ	米 国	15,243	89.3	・米国のトウモロコシ栽培面積の40%はGMトウモロコシ
	中 国	1,152	6.8	
	アルゼンチン	439	2.6	
	その他	231	1.4	
	合 計	17,064	100.0	
ダイズ	米 国	3,858	74.6	・米国のダイズ栽培面積の81%はGMダイズ
	ブラジル	890	17.2	
	カナダ	189	3.7	
	その他	236	4.6	
	合 計	5,173	100.0	
ナタネ	カナダ	1,660	79.7	・カナダのナタネ栽培面積の67%はGMナタネ
	オーストラリア	369	17.7	
	フランス	53	2.5	
	その他	2	0.1	
	合 計	2,084	100.0	
ワ タ	オーストラリア	124	79.0	・オーストラリアのワタ栽培面積の50%はGMワタ
	米 国	24	15.3	
	ギリシャ	4	2.5	
	その他	5	3.2	
	合 計	157	100.0	

出典：日本貿易統計、USDA、ISAAA、DAFFA、FAOなど

カルタヘナ法（遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号））に基づき、生物多様性影響が生ずるおそれがないものとして環境大臣及び農林水産大臣が第一種使用規程を承認した遺伝子組換え農作物は以下のとおりです。

カルタヘナ法に基づく第一種使用規程が承認された遺伝子組換え農作物一覧（承認順）
（平成16年12月10日現在）

番号	名称及び申請者	第一種使用等の主な内容					承認日	（参考）他の安全性確認状況	
		隔離ほ場での試験等	栽培	食用	飼料用	観賞用		食品安全性 （食品衛生法）	飼料安全性 （飼料安全法）
1	青紫色カーネーション123.2.2 (F3'S'H, DFR, <i>Diathus caryophyllus</i> L.) (OECD UI: FLO-40619-7) 【サントリー・フーズ株式会社】		○			○	2004年 6月1日	不要	不要
2	チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ (<i>cry1Ab</i> , <i>Zea mays</i> L.) (MON810, OECD UI: MON-00810-06) 【日本モンサント株式会社】		○	○	○		2004年 6月1日	2001年 [MON810]	2003年
3	コナメダ目害虫抵抗性トウモロコシ (<i>cry3Bb1</i> , <i>Zea mays</i> L.) (MON863, OECD UI: MON-00863-5) 【日本モンサント株式会社】		○	○	○		2004年 6月1日	2002年 [MON863]	2003年
4	チョウ目及びコナメダ目害虫抵抗性トウモロコシ (<i>cry1Ab</i> , <i>cry3Bb1</i> , <i>Zea mays</i> L.) (MON810 × MON863, OECD UI: MON-00810-6 × MON-00863-5) 【日本モンサント株式会社】		○	○	○		2004年 6月11日	2004年 [MON810 × MON863]	2004年
5	除草剤グリホサート耐性ワタ (<i>cp4 epsps</i> , <i>Gossypium hirsutum</i> L.) (MON88913) 【日本モンサント株式会社】	○					2004年 6月11日	—	—
6	チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ (<i>cry1F</i> , <i>pat</i> , <i>Zea mays</i> L.) (TC6275, OECD UI: DAS-06275-8) 【ダウ・ケミカル日本株式会社】	○					2004年 6月11日	—	—
7	高トリプトファン含量体 (<i>OASA1D</i> , <i>Oryza sativa</i> L.) (HW1) 【独立行政法人 農業・生物系特定産業技術研究機構 作物研究所】	○					2004年 6月11日	—	—
8	高トリプトファン含量体 (<i>OASA1D</i> , <i>Oryza sativa</i> L.) (HW5) 【独立行政法人 農業・生物系特定産業技術研究機構 作物研究所】	○					2004年 6月11日	—	—
9	半矮性体 (<i>OsGA2ox1</i> , <i>Oryza sativa</i> L.) (G-3-3-22) 【独立行政法人 農業生物資源研究所】	○					2004年 6月11日	—	—
10	直立葉半矮性体 (Δ <i>OsBRI1</i> , <i>Oryza sativa</i> L.) (B-4-1-18) 【独立行政法人 農業生物資源研究所】	○					2004年 6月11日	—	—
11	除草剤グリホサート耐性トウモロコシ (<i>cp4 epsps</i> , <i>Zea mays</i> subsp. <i>mays</i> (L.) <i>Illis</i>) (NK603, OECD UI: MON-00603-6) 【日本モンサント株式会社】		○	○	○		2004年 11月22日	2001年 [NK603]	2001年
12	除草剤グリホサート耐性ワタ (<i>cp4 epsps</i> , <i>Gossypium hirsutum</i> L.) (1445, OECD UI: MON-01445-2) 【日本モンサント株式会社】			○	○		2004年 11月22日	2001年 [1445]	1998年
13	除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ (<i>pat</i> , <i>Zea mays</i> subsp. <i>mays</i> (L.) <i>Illis</i>) (T25, OECD UI: ACS-ZM003-2) 【アイワロップサイエンス株式会社】		○	○	○		2004年 11月22日	2001年 [T25]	1997年
14	除草剤グリホサート耐性及びチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ (<i>cp4 epsps</i> , <i>cry1Ab</i> , <i>Zea mays</i> subsp. <i>mays</i> (L.) <i>Illis</i>) (NK603 × MON810, OECD UI: MON-00603-6 × MON-00810-6) 【日本モンサント株式会社】		○	○	○		2004年 11月22日	2003年 [NK603 × MON810]	2002年

15	コナユ目及びコナユ目害虫抵抗性及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ(<i>cry3Bb1</i> , <i>cry1Ab</i> , <i>cp4 epsps</i> , <i>Zea mays subsp. mays</i> (L.) <i>Illis</i>) (MON863 × MON810 × NK603, OECD UI: MON-00863-5 × MON-00810-6 × MON-00603-6) 【日本モンサント株式会社】		○	○	○	2004年 11月22日	2004年 [MON863 × MON810 × NK603]	2004年
16	チョウ目害虫抵抗性ワタ(<i>cry1Ac</i> , <i>Gossypium hirsutum</i> L.) (531, OECD UI: MON-00531-6) 【日本モンサント株式会社】			○	○	2004年 11月22日	2001年 [531]	2003年
17	青紫色カーネーション 11 (<i>F3'5'H</i> , <i>DFR</i> , <i>Diathus caryophyllus</i> L.) (OECD UI: FLO-07442-4) 【サントリーフーズ株式会社】		○			2004年 12月10日	不要	不要
18	青紫色カーネーション 11363 (<i>F3'5'H</i> , <i>DFR</i> , <i>Diathus caryophyllus</i> L.) (OECD UI: FLO-11363-1) 【サントリーフーズ株式会社】		○			2004年 12月10日	不要	不要
19	青紫色カーネーション 123.2.38 (<i>F3'5'H</i> , <i>DFR</i> , <i>Diathus caryophyllus</i> L.) (OECD UI: FLO-40644-4) 【サントリーフーズ株式会社】		○			2004年 12月10日	不要	不要
20	青紫色カーネーション 123.8.8 (<i>F3'5'H</i> , <i>DFR</i> , <i>Diathus caryophyllus</i> L.) (OECD UI: FLO-40685-1) 【サントリーフーズ株式会社】		○			2004年 12月10日	不要	不要
21	除草剤グリホサート耐性クリーピングベントグラス (<i>cp4 epsps</i> , <i>Agrostis stolonifera</i> L.) (ASR368, OECD UI: SMG-36800-2) 【日本モンサント株式会社】	○				2004年 12月10日	—	—
22	コナユ目害虫抵抗性及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ(<i>cry3Bb1</i> , <i>cp4 epsps</i> , <i>Zea mays subsp. mays</i> (L.) <i>Illis</i>) (MON863 × NK603, OECD UI: MON-00863-5 × MON-00603-6) 【日本モンサント株式会社】		○	○	○	2004年 12月10日	2003年 [MON863 × NK603]	2003年
23	チョウ目害虫抵抗性ワタ(<i>cry1Ac</i> , <i>cry2Ab</i> , <i>Gossypium hirsutum</i> L.) (15985, OECD UI: MON-15985-7) 【日本モンサント株式会社】			○	○	2004年 12月10日	2001年 [15985]	2003年
24	除草剤グリホサート耐性及びコナユ目害虫抵抗性ワタ(<i>cp4 epsps</i> , <i>cry1Ac</i> , <i>Gossypium hirsutum</i> L.) (1445 × 531, OECD UI: MON-01445-2 × MON-00531-6) 【日本モンサント株式会社】			○	○	2004年 12月10日	2003年 [1445 × 531]	2003年
計		7	13	12	12	5		

注1: 名称の()内の「OECD UI」とは、OECD Unique Identifier のことであり、遺伝子組換え植物の安全性審査の単位として OECD に登録されている識別記号のことです。

注2: 名称の()内の「OECD UI」の前に記述している英数字は、開発者による識別番号です。

注3: 「(参考) 他の安全性確認状況」の欄の「○○○○年」は、食品衛生法に基づく食品としての安全性審査の手続きを経た年、ないし、飼料安全法(飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律)に基づく飼料としての安全性の確認がなされた年を示すものです。「—」は未確認を、「不要」は対象外を示すものです。また、食品安全性(食品衛生法)の欄の○○○○年の下の[]内は、食品衛生法の審査手続きの際の名称です(一部省略している場合があります)。

注4: 「計」の欄は、各項目に該当する承認案件の合計件数を示すものです。

参考: 承認された遺伝子組換え農作物に係る第一種使用規程承認申請書、生物多様性影響評価書の概要、学識経験者の意見等については、バイオセーフティクリアリングハウス(J-BCH)のLMO関連情報(http://www.bch.biodic.go.jp/bch_3.html)から検索できます。

カルタヘナ法の経過措置が適用され第一種使用等に係る承認がなされたものとみなされる遺伝子組換え農作物一覧（50音順）
（平成16年12月10日現在）

カルタヘナ法に基づく経過措置により第一種使用等に係る承認がなされたものとみなされる遺伝子組換え農作物は以下のとおりです。
この経過措置とは、法施行時（平成16年2月19日）に現に遺伝子組換え生物等の使用がされていたもので平成16年8月18日までに承認の申請がなされた場合は、その後も承認の可否が決定されるまでの間は、当該使用についてカルタヘナ法附則第2条により、法に基づく第一種使用等に係る承認がなされたものとみなすというものです。具体的には、「農林水産分野等における組換え体の利用のための指針」（平成元年4月20日付け農林水産事務次官依命通知）に基づく環境安全性が確認等された使用であって、法施行時に使用されており、第一種使用規程の承認を申請中の場合に適用されます。

種類・番号	名 称	申請者
ダイズ		
1	除草剤グ リホサート耐性 ^{グ イ} （40-3-2, OECD UI: MON-04032-6）	日本モサント株式会社
2	除草剤グ リホサート耐性 ^{グ イ} （A2704-12, OECD UI: ACS-GM005-3）	バ イエル ^グ サイエンズ株式会社
3	高レシ酸 ^{グ イ} （260-05, OECD UI: DD-026005-3）	デ ュボ ^ン 株式会社
4	除草剤グ リホサート耐性 ^{グ イ} （A5547-127, OECD UI: ACS-GM006-4）	バ イエル ^グ サイエンズ株式会社
トウモロコシ		
1	除草剤グ リホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性 ^{トウモロコシ} （MON88017, OECD UI: MON-88017-3）	日本モサント株式会社
2	コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グ リホサート耐性 ^{トウモロコシ} （Bt1Cry1F maize line 1507, OECD UI: DAS-01507-1）	デ ュボ ^ン 株式会社
3	除草剤グ リホサート耐性 ^{トウモロコシ} （DLL25, OECD UI: DKB-89790-5）	日本モサント株式会社
4	コウチュウ目害虫抵抗性 ^{トウモロコシ} （Bt11, OECD UI: SYN-BT011-1）【Bt11 及び Bt11 スイトコーン】	シンジ エンサード 株式会社
5	除草剤グ リホサート耐性 ^{トウモロコシ} （GA21, OECD UI: MON-00021-9）	日本モサント株式会社
6	除草剤グ リホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性 ^{トウモロコシ} （CBH351）	スターリンク ^グ ステックインコーポ レーテッド 社
7	除草剤グ リホサート耐性 ^{トウモロコシ} （T14, OECD UI: ACS-ZM002-1）	バ イエル ^グ サイエンズ株式会社
8	除草剤グ リホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性 ^{トウモロコシ} （GA21 × MON810, OECD UI: MON-00021-9 × MON-00810-6）	日本モサント株式会社
9	コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グ リホサート耐性 ^{トウモロコシ} （Event176, OECD UI: SYN-EV176-9）	シンジ エンサード 株式会社
10	コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グ リホサート耐性 ^{トウモロコシ} （DBT418, OECD UI: DKB-89614-9）	日本モサント株式会社
11	除草剤グ リホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性 ^{トウモロコシ} （T25 × MON810, OECD UI: ACS-ZM003-2 × MON-00810-6）	デ ュボ ^ン 株式会社
ナタネ		
1	除草剤グ リホサート耐性及び雄性不稔 ^{ナタネ} （MS8, OECD UI: ACS-BN005-8）	バ イエル ^グ サイエンズ株式会社
2	除草剤グ リホサート耐性 ^{ナタネ} （T45, OECD UI: ACS-BN008-2）	バ イエル ^グ サイエンズ株式会社
3	除草剤グ リホサート耐性及び稔性回復 ^{ナタネ} （RF3, OECD UI: ACS-BN003-6）	バ イエル ^グ サイエンズ株式会社
4	除草剤グ リホサート耐性及び雄性不稔及び稔性回復 ^{ナタネ} （MS8RF3, OECD UI: ACS-BN005-8 × ACS-BN003-6）	バ イエル ^グ サイエンズ株式会社
5	除草剤グ リホサート耐性 ^{ナタネ} （RT73, OECD UI: MON-00073-7）	日本モサント株式会社
6	除草剤グ リホサート耐性 ^{ナタネ} （RT200, OECD UI: MON-89249-2）	日本モサント株式会社
7	除草剤グ リホサート耐性 ^{ナタネ} （Topas19/2, OECD UI: ACS-BN007-1）【HCN92 及び HCN10】	バ イエル ^グ サイエンズ株式会社

8	除草剤グリンホサート耐性及び雄性不稔及び稔性回復ナシ (MSIRF2, OECD UI:ACS-BN004-7 × ACS-BN002-5) 【PGS 2、PHY36 及び PHY23】	パナソニック株式会社
9	除草剤グリンホサート耐性及び雄性不稔及び稔性回復ナシ (MSIRF1, OECD UI: ACS-BN004-7 × ACS-BN001-4) 【PGS1、PHY14 及び PHY35】	パナソニック株式会社
10	除草剤アミダリン耐性ナシ (OXY-235, OECD UI:ACS-BN011-5)	パナソニック株式会社
バナナ		
1	バナナウイルス病抵抗性バナナ (55-1)	バナナ協会
ワタ		
1	ワタ害虫抵抗性及び除草剤グリンホサート耐性ワタ (15985 × 1445, OECD UI:MON-15985-7 × MON-01445-2)	日本棉花株式会社
2	ワタ害虫抵抗性ワタ (757, OECD UI: MON-00757-7)	日本棉花株式会社

注1：名称の()内の「OECD UI」とは、OECD Unique Identifier のことであり、遺伝子組換え植物の安全性審査の単位として OECD に登録されている識別記号のことです。

注2：名称の()内の「OECD UI」の前に記述している英数字は、開発者による識別番号です。なお、食品衛生法、飼料安全法に基づき食品、飼料の安全性が確認されている複数の案件がカルタヘナ法における一つの申請に含まれているものがありますが、この複数の案件は同一の遺伝子組換え系統の兄弟あるいは後代系統の関係にあり、カルタヘナ法での申請では1つにまとめられているものです。参考までに、そのような場合には食品衛生法、飼料安全法に基づき安全性が確認された複数の案件の名称を【 】に示しています。

カルタヘナ法に基づく第一種使用規程の承認申請について学識経験者の意見の聴取を終えた審査中の案件一覧
(平成16年12月10日現在)

番号	名称及び申請者	学識経験者の 意見聴取(総 合検討会)	パブリックコメント		備 考
			開始	終了	
1	除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ (<i>cp4 epsps, cry3Bb1, Zea mays subsp. mays</i> (L.) <i>Ilitis</i>) (MON88017, OECD UI: MON-88017-3)	5月28日	7月13日	8月12日	食品、飼料の安全性の確認が未了(注)
2	チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ (<i>cry1F, pat, Zea mays subsp. mays</i> (L.) <i>Ilitis</i>) (B.t. <i>Cry1F</i> maize line 1507, OECD UI: DAS-01507-1)	10月7日	12月10日	1月11日	
3	チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホサート耐性ワタ (<i>cry1Ac, cry2Ab, cp4 epsps, Gossypium hirsutum</i> L.) (15985 x 1445, OECD UI: MON-15985-7 x MON-01445-2)	10月7日	12月10日	1月11日	
4	コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ (<i>cry34Ab1, cry35Ab1, pat, Zea mays subsp. mays</i> (L.) <i>Ilitis</i>) (B.t. <i>Cry34/35Ab1</i> Event DAS-59122-7, OECD UI: DAS-59122-7)	11月12日			食品、飼料の安全性の確認が未了(注)
5	チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ (<i>cry1F, pat, cp4 epsps, Zea mays subsp. mays</i> (L.) <i>Ilitis</i>) (1507 x NK603, OECD UI: DAS-01507-1 x MON-00603-6)	11月12日			
6	チョウ目害虫抵抗性ワタ (<i>cry1Ac, Gossypium hirsutum</i> L.) (757, OECD UI: MON-00757-7)	11月12日			
7	鉄欠乏耐性イネ (<i>HvNAS1, Oryza sativa</i> L.) (gHvNAS11-1)	12月10日			隔離ほ場での栽培についての申請
8	鉄欠乏耐性イネ (<i>HvNAAT-A, HvNAAT-B, Oryza sativa</i> L.) (gHvNAAT1)	12月10日			隔離ほ場での栽培についての申請
9	鉄欠乏耐性イネ (<i>HvIDS3, Oryza sativa</i> L.) (gHvIDS3-1)	12月10日			隔離ほ場での栽培についての申請
10	鉄欠乏耐性イネ (<i>HvNAS1, HvNAAT-A, HvNAAT-B, Oryza sativa</i> L.) (gHvNAS1-gHvNAAT1)	12月10日			隔離ほ場での栽培についての申請
11	鉄欠乏耐性イネ (<i>APRT, Oryza sativa</i> L.) (I3pAPRT1)	12月10日			隔離ほ場での栽培についての申請
12	鉄欠乏耐性イネ (<i>HvNAS1, HvNAAT-A, APRT, Oryza sativa</i> L.) (I3pNasNaatAprt1)	12月10日			隔離ほ場での栽培についての申請

(注) 当該第一種使用規程の承認については、食品衛生法(昭和22年法律第233号)及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)に基づく所要の安全性の確認の審査状況を踏まえて、承認の可否を決定することとします。

第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針

第1 総則

1 目的

本指針は、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（平成15年法律第97号）（以下「カルタヘナ法」という。）第4条又は第9条の規定に基づき第1種使用規程の承認を受けた組換え作物（以下「第1種使用規程承認作物」という。）を用いて自ら又は委託を受けて行う栽培実験（以下、単に「栽培実験」という。）の実施に当たり遵守すべき事項を定める。

2 定義

- (1) この指針において「同種栽培作物等」とは、第1種使用規程承認作物と交雑可能な同種並びに近縁の栽培作物として、第1種使用規程承認作物ごとに別表に定める栽培作物をいう。
- (2) この指針において「研究所等」とは、農林水産省所掌に係る試験研究を行う独立行政法人の各研究所及び各研究センターをいう。
- (3) この指針において「食品安全性承認作物」とは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき定められた「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）により厚生労働大臣が定める安全性審査の手続きを経た旨の公表がなされた第1種使用規程承認作物をいう。
- (4) この指針において「飼料安全性承認作物」とは、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）に基づき定められた「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」により農林水産大臣の確認を受けた第1種使用規程承認作物をいう。
- (5) この指針において「栽培実験区画」とは、栽培実験で用いる第1種使用規程承認作物を栽培する区画をいう。

第2 栽培実験の実施

1 栽培実験計画書の策定

栽培実験を行おうとする研究所等は、第1種使用規程承認作物ごとに次の事項を記載した栽培実験計画書（以下、単に「計画書」という。）を策定するものとする。なお、研究所等に複数の栽培実験の計画がある場合には、それらを包括して研究所等としてひとつの計画書を策定して差し支えないこととする。

- (1) 栽培実験の目的、概要
- (2) 使用する第1種使用規程承認作物に関する事項

ア 作物の名称

イ 第1種使用規程の承認取得年月日又は第1種使用規程が承認申請中である場合には申請中である旨

ウ 食品安全性承認作物又は飼料安全性承認作物の該当性

(3) 栽培実験の全体実施予定期間、各年度ごとの栽培開始（移植を行うものにあつては移植をいい、移植を行わないものにあつては播種をいう。以下同じ。）予定時期及び栽培終了予定時期

(4) 栽培実験区画の位置（研究所等内等の区画配置関係）及び第1種使用規程承認作物の栽培規模

(5) 同種栽培作物等との交雑防止措置に関する事項

ア 交雑防止措置の内容

イ 隔離距離による交雑防止措置を採る場合の隔離距離内の同種栽培作物等の栽培区画の位置

ウ 食品安全性承認作物又は飼料安全性承認作物でない場合のモニタリング措置の内容

(6) 研究所等の内での収穫物、実験材料への混入防止措置

(7) 栽培実験終了後の第1種使用規程承認作物及び隔離距離内での同種栽培作物等の各年度毎の処理方法

(8) 栽培実験に係る情報提供に関する事項

(9) その他必要な事項

2 交雑防止措置

研究所等の外の一般農家が栽培する同種栽培作物等との交雑及び研究所等の内で栽培している同種栽培作物等との交雑を防止するため次のいずれかの交雑防止措置を採るものとする（開花までに栽培実験が終了する場合は除く。）。

(1) 隔離距離による交雑防止措置

隔離距離による交雑防止措置を採る場合は、次の措置を採るものとする。

ア 当該栽培実験対象作物ごとに、同種栽培作物等と次に定める隔離すべき距離以上隔離するものとする。

表

栽培実験対象作物	同種栽培作物等との隔離すべき距離
イ ネ	20m

ダ イ ズ	1 0 m
トウモロコシ (食品安全性承認作物 及び飼料安全性承認作 物に限る。)	6 0 0 mまたは防風林がある場合は3 0 0 m
西洋ナタネ (食品安全性承認作物 及び飼料安全性承認作 物に限る。)	6 0 0 mまたは花粉及び訪花昆虫のトラップとし て、栽培実験対象作物の周囲に、1.5m巾の非組換 え西洋ナタネを開花期間が重複するように作付けた 場合は4 0 0 m

イ. イネ及びダイズについて、食品安全性承認作物でない又は飼料安全性承認作物でない第1種使用規程承認作物が栽培実験対象作物である場合には、以下によりモニタリング措置を実施するものとする。

① 指標作物の栽培

i) 研究所と外部との境界近くに交雑を確認するための同種栽培作物等(以下「指標作物」という。)を開花期間が重複するように栽培する。

ii) 栽培実験に用いる第1種使用規程承認作物の開花期間に、指標作物の開花期間が重複していることを確認する。

② 交雑確認の方法

交雑しているか否かの確認は、指標作物の種子を収穫し、そのうち少なくとも1万粒を抽出(キセニア現象が生ずるものについては、抽出した1万粒のうちキセニア現象が生じている種子を抽出)し、次のいずれかの方法により確認するものとする。

i) 栽培実験対象作物の導入遺伝子の特異的に検知できるPCRなどの分析方法

ii) 栽培実験対象作物の導入形質が薬剤耐性の場合は、薬剤耐性の有無による確認

(2) 隔離距離によらない交雑防止措置

隔離距離が定められている作物の栽培実験であって隔離距離による交雑防止措置を採らない場合又は隔離距離が定められていない作物の栽培実験である場合には、第1種使用規程承認作物について次のいずれかの交雑防止措置を採ること。

ア 開花前の摘花、除雄又は袋かけ

イ 開花中の風、訪花昆虫による花粉の移動を防止できるネットによる被覆又は温室内での栽培

ウ 学識経験者の意見を聞いて農林水産技術会議事務局長が定める措置

3 研究所等の内での収穫物、実験材料への混入防止措置

研究所等の内での収穫物、実験材料へ第1種使用規程承認作物が混入することを防止するため、以下の措置を採ること。

(1) 栽培実験の種子、種苗の分別管理等

ア 栽培実験に用いる第1種使用規程承認作物の種子・種苗は、その他の作物と区分して保管・管理すること。

イ 育苗や播種、定植の準備を行う際に他の作物の種子・種苗に混入しないよう措置すること。

ウ 種子・種苗の管理場所から栽培実験区画に運搬する際には、他の区画への種子・種苗のこぼれ落ちを防止すること。

エ 第1種使用規程承認作物の種子・種苗が、野鳥等の食害により拡散しないよう留意すること。

(2) 栽培実験に用いた機械施設等の洗浄等

ア 栽培実験に使用する機械施設等は専用のものを用いるか、栽培実験に係る各作業の終了後に洗浄・清掃を行うこと。

イ 栽培実験区画から機械を搬出する際には、栽培実験区画内で機械に付着している土や種子・種苗を払い落とすこと。

(3) 第1種使用規程承認作物の収穫物の管理等

第1種使用規程承認作物の収穫物については、その他の作物の収穫物と厳重に区分して保管・管理すること。

(4) 栽培実験終了後の第1種使用規程承認作物等の処理等

第1種使用規程承認作物及び当該栽培実験が隔離距離による交雑防止措置を採る場合に隔離距離内で栽培された同種栽培作物等（以下「第1種使用規定承認作物等」という。）の栽培実験終了後の処理等は次によること。

ア 当該年度の栽培実験終了後、研究目的で必要とするもの以外の第1種使用規程承認作物等は全て栽培を行っていた区画への鋤込み、堆肥化、焼却その他植物体を再生しないような処理を行うこと。

イ 第1種使用規程承認作物等の処理を行う場合に研究所等の外又は栽培を行っていた区画外に搬出する必要がある場合には、運搬中に第1種使用規程承認作物等がこぼれ落ちることを防止するよう措置すること。

(5) 第1種使用規程承認作物等を栽培した区画での後作の収穫物の取り扱い

第1種使用規程承認作物等を栽培した区画に次期作あるいは次年度作として栽培した作物の収穫物は、前作の第1種使用規程承認作物等を開花前に抜き取る場合その他当該区画の収穫物に第1種使用規程承認作物等が混入しない明確な理由がある場合を除き、第1種使用規程承認作物等の収穫物と同様に処理すること。

第3 栽培実験に係る情報提供

1 栽培実験を開始する前の情報提供

(1) 計画書の公表

栽培開始の1ヶ月前までに、計画書の内容を研究所等のホームページに掲載し、プレスリリース等を行うこと。この際、説明会の開催についてもあわせて周知するものとする。

(2) 説明会の開催

計画書の公表後、できる限り早く説明会を開催すること。

(3) (1) 及び (2) のフォローアップ

計画書について意見が寄せられた場合には、計画書に記載した内容について、科学的根拠や関連する情報をわかりやすく説明するなど、情報提供と意見交換に努めること。

2 栽培実験の経過等に関する情報提供

(1) 栽培実験の経過に関する情報提供

栽培実験の経過について適宜ホームページに情報を掲載するとともに、見学会を開催するよう努めること。

(2) 栽培実験を終了した後の情報提供

ア 当該年度の栽培実験区画での栽培が終了した時は、栽培が終了した旨及び栽培実験の結果の取扱い等につきホームページに掲載すること。

イ 第1種使用規程承認作物等について、計画書に記載した方法による処理を終了した時は、その旨をホームページに掲載すること。

ウ 栽培実験の結果について公表の準備が整った時は、その概要についてホームページへの掲載や説明会等を適宜行うこと。

第4 栽培実験に係る管理体制の整備

研究所等は、栽培実験の実施に当たっては、管理体制を次により整備するものとする。

1 栽培実験責任者の指名

研究所等の長は、栽培実験責任者を指名することとし、次の事務を総括させるものとする。

- ① 計画書の策定（計画書の策定に必要な研究所等内の調整を含む）
- ② 計画書の実施状況の確認
- ③ 作業管理主任者等の栽培実験の作業を担当する者への計画書の周知徹底
- ④ 情報提供主任者等の情報提供を担当する者への研修の実施
- ⑤ 作業管理主任者、情報提供主任者との連絡を密にし、不測の事態が生じた場合の速やかな情報把握と適切な措置の実施

2 作業管理主任者の指名

研究所等の長は作業管理主任者を指名し、次の事項を行わせるものとする。

- ① 第1種使用規程承認作物の種子・種苗、収穫物の管理
- ② 交雑防止措置がこの指針に従って適正に行われていることの確認
- ③ 混入防止措置がこの指針に従って適正に行われていることの確認
- ④ 栽培実験終了後の第1種使用規程承認作物等の処理等がこの指針に従って適正に行われていることの確認
- ⑤ ①から④の事項を行うための連絡体制の整備

3 情報提供主任者の指名

研究所等の長は情報提供主任者を指名し、情報提供主任者に次の事項を行わせるものとする。

- ① 栽培実験に係る情報提供がこの指針に従って適切に行われていることの確認
- ② ①の事項を行うための連絡体制の整備

第5 その他

1 科学的知見や運用結果等に基づく見直し

本指針は策定時以降における科学的知見の充実や指針の運用結果等を踏まえ、その内容を見直すことが適当である場合には適宜見直しを行うものとする。

2 カルタヘナ法における経過措置の適用

カルタヘナ法附則第2条第3項の規定に基づき、当該第1種使用等に係る承認がなされたものとみなされる組換え作物については、本指針上、第1種使用規程承認作物とみなす。

別 表

第1種使用規程承認作物	左の作物の同種栽培作物等
イネ (<i>Oryza sativa</i> L.)	イネ (<i>Oryza sativa</i> L.)
ダイズ (<i>Glycine max</i> L.)	ダイズ (<i>Glycine max</i> L.)
トウモロコシ (<i>Zea mays</i> L.)	トウモロコシ (<i>Zea mays</i> L.)、 テオシント (<i>Zea mays</i> subsp. <i>mexicana</i>)
西洋ナタネ (<i>Brassica napus</i>)	西洋ナタネ、ナバナ等 (<i>Brassica napus</i>)、 ハクサイ、カブ、コマツナ、チンゲンサイ、ツケ ナ類等 (<i>Brassica rapa</i>)、 カラシナ、タカナ等 (<i>Brassica juncea</i>) カイラン (<i>Brassica alboglabra</i>)
トマト (<i>Lycopersicum esculentum</i> Mill.)	トマト (<i>Lycopersicum esculentum</i> Mill.)
ワタ (<i>Gossypium hirsutum</i> L.)	ワタ (<i>Gossypium hirsutum</i> L.)
アルファルファ (<i>Medicago sativa</i>)	アルファルファ (<i>Medicago sativa</i>)
バレイショ (<i>Solanum tuberosum</i>)	バレイショ (<i>Solanum tuberosum</i>)